

資格取得

【研修・資格取得助成金のお知らせ】

受講料・受験料等の実費 に対して
1企業あたり 20,000円を上限に助成します。

この制度は、北杜市商工会員事業所の従業員、役員、事業主の方が、公的機関等で実施する各種研修・講習会の受講や資格取得、外部講師による社内研修会を通して、業務の向上や新商品・製品・新技術の開発につなげ、経営力の向上につなげていただくことを目的に創設されている制度です。
積極的にご活用いただき経営強化につなげてください。

なお予算に限りがありますので、お早めにご相談・お申し込みください。

対象者

北杜市商工会員事業所の代表者・役員・従業員(事業内容のスキル向上に努めている事業所必須!)

対象となる 主な研修実施機関

山梨県職業能力開発協会、山梨県就業支援センター、山梨県工業技術センター、
(独)雇用・能力開発機構山梨センター、山梨県建設組合連合会、(独)自動車事故対策
機構、(一社)山梨県自動車整備振興会、(公財)ボイラー・クレーン安全協会、(公財)
やまなし産業支援機構、日本ワイナリー協会、(一社)日本旅行業協会 など

*上記以外にも対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

助成額等

- ①当該年度内 1企業につき 20,000円を上限とする
受講料・受験料・負担金の実費に対して一人あたり 5,000円を上限とする
外部講師による社内研修会は、講師謝金の金額を限度に 1企業年間 20,000円を上限とする
- ②受講料・受験料・負担金の実費に対して、10円未満を切り捨てとする
- ③助成件数は、商工会予算の範囲内とし、他の補助金、助成金等の併用はできないものとする
- ④助成金の支払いは、事業終了後の精算払いとする
- ⑤助成金の支払いは、振込とする（振込手数料に関しては商工会負担とする）
- ⑥受講・受験終了後、1ヶ月以内または令和4年3月28日(月)のいずれか早い日までに
報告書・請求書、助成金対象経費に係る領収書等必要な書類を添付して、商工会へ提出する
*詳細は、交付決定時に説明いたします。

申請手続きの流れ

- ①申請書に必要事項を記入のうえ、実施機関に提出する
受講・受験申込書の写しを添えて、北杜市商工会へ助成金申請を行ってください。内容確認後、交付決定のご連絡をいたします。
- ②受講・受験終了後、報告書・請求書を作成し商工会への助成金の申請を行って下さい。振込指定金融機関名や口座番号等、受講料等の領収書（写）、修了証等の受講確認のできる書類の提出が必要となります。

留意事項

- ①交付決定後、実施する内容等に変更がある場合は、商工会へご連絡下さい
- ②交付決定者が、申請内容の実施が困難な場合は、助成金の交付を取り消す場合があります
- ③令和3年4月1日(木)～令和4年3月27日(日)までの実施日を対象といたします。

***提出期限：令和4年3月28日(月) 厳守**

※申請、報告書・請求書の書式は商工会のHPよりダウンロードできます。

お問い合わせ

お申込み先

北杜市商工会 振興課

〒408-0021
北杜市長坂町長坂上条 2575-19

TEL 0551-32-1211
FAX 0551-32-1215

<http://www.hokuto-city-shokokai.jp/>